

入札説明書

業務名	佐賀県立鳥栖特別支援学校スクールバス運行業務委託
業務概要	仕様書のとおり
委託期間	契約締結日～令和11年3月31日
参加資格確認 申請書提出期限	令和8年1月22日(木)午後5時まで
仕様書等に対する 質問提出期限	令和8年1月19日(月)午後5時まで
入札・開札日時	令和8年2月5日(木)午後2時

1 参加資格確認申請書について

- (1) 参加希望者は、公告で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
- ア 参加資格確認申請書(様式第2号) 1部
 - イ 会社概要書(様式第5号) 1部
 - ウ 実績書(様式第6号) 1部
 - エ 誓約書(様式第7号) 1部

- (2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注)郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、令和8年1月19日(月)午後5時までに、仕様書等に対する質問書(様式第1号)に記入のうえ、電子メールにより提出すること。
- 回答は令和8年1月29日(木)までに質問者及び同日までに入札参加資格確認申請書を提出した者に電子メールで送付する。
- ※電話及び口頭による質問に対しては原則回答しない。

3 の 1 入札について

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とする。
- ア 参加する資格のない者
 - イ 当該競争について不正行為を行った者
 - ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
 - エ 一人で二以上の入札をした者
 - オ 代理人でその資格のない者
 - カ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
 - キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
- (2) 落札者がないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 再度の入札は1回までとする。

(4) 入札執行について

ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面(委任状)を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。

イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。

ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入を禁じる。

エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。

オ 入札室には、原則として入札に必要な者以外は入室してはならない。

3 の 2 落札者決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札書が次の各号に該当する場合は、無効の入札となる。

ア 金額の記載のないものまたは重複記載のあるもの。

イ 頭書金額が訂正されているもの。

ウ 所定の場所および日時に到達しないとき。

4 契約について

(1) 落札者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、収支等命令者が指定した日時までに提出しなければならない。

(2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

5 留意点

(1) 提出された資料は返却しない。

(2) 本入札の参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)に基づき、適切に管理するものとする。

(4) 本契約については、個人情報の保護に関する特記事項があり、これに違反した際は、指名停止等の措置を講じることがある。

(5) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該委託事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、条例上の罰則規定(佐賀県個人情報保護条例第44条及び第45条)及びこれらの違反行為に関する両罰規定(佐賀県個人情報保護条例第47条)に基づき処罰されることがある。

(6) 本入札の質問は、8の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

(7) 本入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

6 契約事項

(1) 佐賀県財務規則(平成4年3月31日佐賀県規則第35号)に基づき執行する。

(2) 契約保証金は公告に定めるとおり

7 様式等一覧

- (1) 仕様書
- (2) 仕様書等に対する質問書(様式第1号)
- (3) 参加資格確認申請書(様式第2号)
- (4) 入札書(様式第3号)
- (5) 委任状(様式第4号)
- (6) 会社概要書(様式第5号)
- (7) 実績書(様式第6号)
- (8) 誓約書(様式第7号)

8 問い合わせ先

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県教育委員会事務局教育振興課特別支援教室

鳥栖特別支援学校開校準備担当（佐賀県庁旧館 2 階）

・電話番号 0952-25-7475

・電子メールアドレス kyouiku-shinkou@pref.saga.lg.jp